

「バリアフリー」施策関連法令の概要等について（参考資料3 別冊2）

○ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	2
○ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律	4
○ ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律	6
○ かながわ障がい者計画	7
○ 情報アクセシビリティ等	8
○ 災害対策基本法等	11
○ かながわ都市マスタープラン	13
○ かながわSDGs取組方針	15
○ 障がい者の生涯学習の推進等 【文部科学省 HP https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index.htm 】	22

○ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）

（制定の経緯と背景）

平成 18 年 12 月の国連総会本会議で採択された「障害者の権利に関する条約」の締結に必要な国内法の整備を始めとする障害者制度の集中的な改革を行うため、障害当事者や学識経験者等からなる「障がい者制度改革推進会議」や「差別禁止部会」等が開催された。

そこで、障害を理由とする差別を禁止するとともに、差別による人権被害を受けた場合の救済等を目的とした法制度の在り方について検討が進められ、平成 24 年 9 月に差別禁止部会にて取りまとめた「障害を理由とする差別の禁止に関する法制」に基づき法案が提出されることとなった。

（法律の概要）

目的（1 条）

障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、措置等を定める



差別の解消を推進し、もって全ての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与

国・地方公共団体の責務（3・6 条）

- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、実施
- ・ 国は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針を策定

行政機関等及び事業者の責務（5 条）

- ・ 社会的障壁の除去に必要かつ合理的な配慮を的確に行うための措置に努める
 - ▶ 自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備
 - ▶ 関係職員に対する研修 等

対応要領・事業者のための対応指針の作成（9～11 条）

- ・ 国の行政機関等は、基本方針に即した対応要領を作成
- ・ 地方公共団体等は、基本方針に即した対応要領の作成に努める
- ・ 主務大臣は、基本方針に即した事業者が適切に対応するため必要な対応指針を作成
 - ▶ 特に必要な場合は、事業者に対し、報告聴取、助言・指導、勧告

差別を解消のための支援（14～17 条）

- ① 相談及び紛争の防止等のための体制の整備（14 条）
- ② 啓発活動（15 条）
- ③ 情報の収集、整理及び提供（16 条）
- ④ 障害者差別解消支援地域協議会の組織（17・18 条）

(政府基本方針)

指 針 名：障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月閣議決定）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

<p>第1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向</p>	<p>第3、4 行政機関等／事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項</p>
<p>1 法制定の背景 2 基本的な考え方 (1) 法の考え方 (2) 基本方針と対応要領・対応指針との関係 (3) 条例との関係</p>	<p>1 基本的な考え方 2 対応要領／対応指針 (1) 対応要領／対応指針の位置付け及び作成手続き (2) 対応要領／対応指針の記載事項 3 地方公共団体等における対応要領に関する事項【※対応要領のみ】 3 主務大臣による行政措置【※対応指針のみ】</p>
<p>第2 行政機関等及び事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する共通的な事項</p>	<p>第5 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項</p>
<p>1 法の対象範囲 (1) 障害者 (2) 事業者 (3) 対象分野 2 不当な差別的取扱い (1) 不当な差別的取扱いの基本的な考え方 (2) 正当な理由の判断の視点 3 合理的配慮 (1) 合理的配慮の基本的な考え方 (2) 過重な負担の基本的な考え方</p>	<p>1 環境の整備 2 相談及び紛争の防止等のための体制の整備 3 啓発活動 (1) 行政機関等における職員に対する研修 (2) 事業者における研修 (3) 地域住民等に対する啓発活動 4 障害者差別解消支援地域協議会 (1) 趣旨 (2) 期待される役割 5 差別の解消に係る施策の推進に関する重要事項 (1) 情報の収集、整理及び提供 (2) 基本方針、対応要領、対応指針の見直し等</p>

(県対応要領)

神奈川県における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領・留意事項

神奈川県教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領・留意事項

神奈川県警察職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程・留意事項

(差別解消に向けた県の取組)

- ・ 障害福祉課に相談窓口を設置し、相談があった場合には速やかに指導権限を有する所管課等に引き継ぎ、そこで必要な対応を行う体制の整備
- ・ 障害当事者団体、事業者団体等で構成する障害者差別解消支援地域協議会を設置し、相談事例の共有や事例の検証などを行うとともに、事例集を作成して周知
『ともに生きる社会かながわをめざして～ 障がいのある方への差別解消に関する事例集～』
- ・ 事業者等へのより効果的な普及啓発

○ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第49号）

（制定の経緯と背景）

読書は、教養や娯楽を得る手段であるだけでなく、教育や就労を支える重要な活動であるが、我が国においては、視覚障害者等が利用可能な書籍等（点字図書や録音図書等）が少なく、また、図書館等におけるサポートも十分ではないと言われていた。

平成30年の著作権法改正により、著作権者の許諾なく録音図書等の製作等を行うことができる権利制限規定の受益者の範囲が拡大される等、読書環境について制度面での改善は図られたが、実態面において視覚障害者等の読書の機会を充実させるためには、このような著作権制度の改正に加えて、視覚障害者等が利用可能な書籍等の製作の支援や図書館等の体制整備等が必要であることから、施策を着実に進めるための推進法として本法が制定されることとなった。

（法律の概要）

目的（1条）

視覚障害者等（＝視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進

障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて
文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与

基本理念（3条）

- ・アクセシブルな電子書籍等（デジタール図書・音声読上げ対応の電子書籍・オーディオブック等）が視覚障害者等の利便性の向上に著しく資することに鑑み、その普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、アクセシブルな書籍（点字図書・拡大図書等）が提供されること
- ・アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上が図られること
- ・視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮がなされること

国・地方公共団体の責務（4条・5条）

- ・国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定・実施
- ・地方公共団体は、国との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、施策を策定・実施

基本的施策（9条～17条）

- | | |
|--|---|
| <p>①視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備等（9条）</p> <ul style="list-style-type: none">・アクセシブルな書籍・電子書籍等の充実・円滑な利用のための支援の充実・点字図書館における取組の促進 など <p>②インターネットを利用したサービス提供体制の強化（10条）</p> <ul style="list-style-type: none">・アクセシブルな書籍・電子書籍等の利用のための全国的ネットワーク（サビエ図書館を想定）の運営への支援・関係者間の連携強化 など <p>③特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（11条）</p> <ul style="list-style-type: none">・製作基準の作成等の質の向上のための取組への支援 <p>※特定書籍・特定電子書籍等：著作権法37条により製作されるアクセシブルな書籍・電子書籍等</p> <ul style="list-style-type: none">・出版者から製作者に対するテキストデータ等の提供促進のための環境整備への支援 など | <p>④アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等（12条）</p> <ul style="list-style-type: none">・技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進・著作権者と出版者との契約に関する情報提供・出版者から書籍購入者に対するテキストデータ等の提供促進のための環境整備に関する検討への支援 など <p>⑤外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備（13条）</p> <ul style="list-style-type: none">・相談体制の整備 など <p>⑥端末機器等・これに関する情報の入手支援（14条）</p> <p>⑦情報通信技術の習得支援（15条）</p> <ul style="list-style-type: none">・講習会・巡回指導の実施の推進 など <p>⑧アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端技術等の研究開発の推進等（16条）</p> <p>⑨製作人材・図書館サービス人材の育成等（17条）</p> |
|--|---|

※地方公共団体は、③のテキストデータ等の提供促進部分・④・⑤・⑧を除き、国と同様に施策を講ずる。

文部科学大臣・厚生労働大臣が定める基本計画で具体化（7条）、地方公共団体は計画策定の努力義務（8条）

政府に対し、施策の実施に必要な財政上の措置等を義務付け（6条）

協議の場等（18条）

文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省等の関係行政機関の職員、国会図書館、公立図書館、大学等の図書館、学校図書館、点字図書館、上記②のネットワークの運営者、特定書籍・特定電子書籍等の製作者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設ける等

(国の基本計画)

計画名：視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（令和2年7月策定）

計画期間：令和2～6年度

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画【概要】 (読書バリアフリー基本計画)

本計画の位置付け

- ・視覚障害者等（＝視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備の推進に関する施策の推進を図るため、読書バリアフリー法（7条）に基づき、総務大臣・経済産業大臣等との協議を経て、文部科学大臣・厚生労働大臣が策定（対象期間：令和2～令和6年度）。
- ・関係者による「協議の場」（18条）として設置した関係者協議会からの意見聴取を踏まえて策定。
- ・本計画策定後も、引き続き関係者協議会を開催するとともに、定期的な施策の進捗状況等の把握、課題の解決に向けた取組を実施。

基本的な方針

1. アクセシブルな電子書籍等の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供

- ・アクセシブルな電子書籍等（＝音声読み上げ対応の電子書籍、デジタイズ図書、オーディオブック、テキストデータ等）について、市場で流通するものと、著作権法第37条に基づき障害者施設、図書館等により製作される電子書籍等を車の両輪として、その普及を図る。
- ・視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続きアクセシブルな書籍（＝点字図書、拡大図書等）を提供するための取組を推進する。

2. アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上

- ・公立図書館、点字図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館、学校図書館、国立国会図書館において各々の果たすべき役割に応じアクセシブルな書籍等を充実させる。
- ・アクセシブルな書籍等を全国の視覚障害者等に届ける仕組みとして図書館間の連携やネットワークを構築する。

3. 視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮

- ・読書環境の整備を進めるに当たり、視覚障害者等の個々のニーズに応じた適切な形態の書籍等を用意する。

施策の方向性

1. 視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等（9条関係）

- ・公立図書館等や国立国会図書館、点字図書館におけるアクセシブルな書籍等の充実
- ・各図書館の特性や利用者のニーズ等に応じた、円滑な利用のための支援の充実
- ・視覚障害者等の児童生徒及び学生等が在籍する学校における読書環境の保障
- ・公立図書館等における障害者サービスの充実

2. インターネットを利用したサービスの提供体制の強化（10条関係）

- ・アクセシブルな書籍等の統合的な検索システムに係る十分な周知
- ・国立国会図書館やサビエ図書館のサービスの周知、サービス内容や提供体制等の検討
- ・サビエ図書館への会員登録の促進などサビエ図書館の安定的な運営に資する支援の推進

3. 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（11条関係）

- ・サビエ図書館における製作手順や仕様基準の作成支援
- ・特定書籍・特定電子書籍等（＝著作権法第37条により製作されるアクセシブルな書籍・電子書籍等）の製作ノウハウ共有等による製作の効率化
- ・製作者への電磁的記録の提供に関する課題や具体的方法について出版関係者との検討の場を設ける

4. アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等（12条関係）

- ・ICT技術等の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進
- ・アクセシブルな電子書籍等の販売等に関する著作権者と出版者との契約に資する情報提供
- ・書籍購入者への電磁的記録の提供に関する課題や具体的方法について出版関係者との検討の場を設ける
- ・民間電子書籍サービスの図書館への導入を支援

5. 外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備（13条関係）

- ・受入れ・提供機関の役割分担等による円滑な入手及び外国への提供の促進

6. 端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、ICTの習得支援（14条・15条関係）

- ・点字図書館等とICTサポートセンターの連携による端末機器等の情報の入手支援
- ・点字図書館と公立図書館の連携によるサビエ図書館等のICTを用いた利用方法に関する相談・習得支援、端末機器の貸出等の支援
- ・地方公共団体による端末機器等の給付の実施

7. アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端技術等の研究開発の推進等（16条関係）

- ・研究開発やサービス提供者に対する資金面の支援及び開発成果の普及

8. 製作人材・図書館サービス人材の育成等（17条関係）

- ・司書、司書教諭・学校司書、職員等の資質向上に資する研修等の実施
- ・点訳者・音訳者、アクセシブルな電子データ製作者等の計画的な人材の養成

(県の計画策定状況)

現時点では計画は作成していないものの、次のとおり施策を実施している

- ・「神奈川県ライトセンター」^(※)において点字図書や録音図書の作成・貸出

(※) 視覚障がい者の社会的自立を促進するため、点字・録音等による情報の提供、相談指導、訓練並びにボランティア活動の振興、育成を行うため、神奈川県が設置し、指定管理者として日本赤十字社が運営（昭和49年8月設立、平成5年10月より現建物）

- ・障害者ITサポートシステム（インターネットを利用した図書サービスへの支援）

障がい者からのIT利用に関する相談窓口を設置し、障がい特性に応じたパソコン補助端末等機器・基本操作等に関する情報の提供（足で操作するマウスなど）や、サービスを利用するためのパソコンの設定を手伝うボランティアなどを派遣。

- ・県立図書館における取組

来館が困難な障がい者等への図書の無料郵送貸出や、視覚障がい者への対面朗読、図書等をモニターに大きく映し出す拡大読書器の設置などのサービスを実施。

- ・県内図書館に向けた、障がいの理解や障がい者への対応方法等を職員が学ぶための研修、講師派遣など（令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止）

○ ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律(平成 30 年法律第 100 号)

(制定の経緯と背景)

障害者、高齢者等を対象とする施策は、障害者基本法や高齢社会対策基本法等において法律ごとに展開され、また、これらの施策は関連法令の目的に沿って省庁単位あるいは事業単位で実施されてきた側面があった。

このような状況を施策の対象となる障害者、高齢者等から見たとき、各施策の連携が必ずしもとれておらず、施策の全体像の把握も困難であったため、ユニバーサル社会の実現という観点から、省庁・事業単位で行われていた諸施策を一元的に管理し、横串を刺す仕組みを講じる必要性から、本法が制定されることとなった。(議員立法)

(法律の概要)

目的 (1 条)

ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況の公表、
諸施策の策定等に当たっての留意事項等を定め、諸施策を
総合的かつ一体的に推進

全ての国民が、障害の有無、年齢等にかかわらず、等しく基本的人権を
享有するかけがえない個人として尊重される「ユニバーサル社会」の実現に寄与

国・地方公共団体の責務 (3・4 条)

- ・ 国は、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進
- ・ 地方公共団体は、国と連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、諸施策を総合的かつ一体的に推進

事業者及び国民の努力 (5 条)

- ・ 事業者及び国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、ユニバーサル社会の実現に寄与するように努力

諸施策の策定等に当たっての留意 (8 条)

- ・ 教育の内容及び方法の改善及び充実 (1 号)
 - ▶ インクルーシブ教育システムの構築等
- ・ 多様な就業の機会の確保 (2 号)
- ・ 移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性の確保 (3 号)
 - ▶ バリアフリー対応の信号機、道路標識、道路標示の整備等
- ・ 意思疎通・情報の取得及び利用のための手段の確保 (4 号)
- ・ 防災上の措置 (5 号)
 - ▶ 避難誘導体制の整備等(平常時)
 - ▶ 避難所の機能整備 (トイレの確保や間仕切りの設置等) (災害時)
 - ▶ 福祉避難所の設置等の一層の充実
- ・ 選挙等における円滑な投票 (6 号)

障害者、高齢者等の意見の反映 (9 条)

- ・ 諸施策を策定、実施に当たっては、障害者、高齢者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努める。

国は、諸施策の実施に必要な法制上、財政上、その他の措置
地方公共団体については、努力義務 (第 6 条)
国は、毎年 1 回、諸施策の実施状況を取りまとめて公表 (第 7 条)

○ かながわ障がい者計画（平成30年3月改定）

位置づけ：障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第2項に基づく基本的な計画

計画期間：平成30年度～令和4年度

（計画の概要）

基本理念

- ・ひとりひとりを大切にする
 - ▶ 障がい者を特別視するのではなく、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現できるよう条件が整えられ、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるとした「ノーマライゼーション」の思想を根底に、障がい者が、自分の生活や生き方を「自己選択・自己決定」し、「その人らしく暮らす」社会の実現
- ・「ともに生きる社会かながわ」の実現

4つの柱と8つの分野別施策

- 1 すべての人のいのちを大切にする取組み
 - （1）すべての人の権利を守るしくみづくり
 - （2）ともに生きる社会を支える人づくり
 - ▶ 障がい者虐待の未然防止
 - ▶ 福祉、保健、医療分野の人材の確保と育成
 - ▶ 障がいを理由とする差別の解消
 - ▶ 成年後見制度の利用促進
- 2 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み
 - （1）意思決定支援の推進と地域生活移行の支援
 - （2）障がい者の地域生活を支える福祉・医療サービスの充実
 - ▶ 重度障がい者も受入れが可能なグループホーム等の整備
 - ▶ 地域包括ケアシステムの構築に向けた、福祉、医療、教育等の各分野の連携促進
- 3 障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除する取組み
 - （1）社会参加への環境づくり
 - （2）雇用・就業、経済的自立の支援
 - ▶ 障がい者に配慮したまちづくり
 - ▶ 福祉的就労、一般就労への支援の充実
 - ▶ 障がい特性に応じた意思疎通支援
 - ▶ 防災・防犯対策等の推進
 - ▶ 行政機関等における配慮の充実
- 4 憲章の実現に向けた県民総ぐるみの取組み
 - （1）憲章の普及啓発及び心のバリアフリーの推進
 - （2）教育や文化芸術・スポーツにおける取組み
 - ▶ インクルーシブ教育の推進
 - ▶ 文化芸術活動やスポーツ等に触れる機会の提供、充実

○ 情報アクセシビリティ等

(1) 「情報アクセシビリティ」

① 法律上の位置付け

・ 障害者基本法

基本施策の一つとして、「情報の利用におけるバリアフリー化」を規定

第22条 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするため、障害者が利用しやすい電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の普及、電気通信及び放送の役務の利用に関する障害者の利便の増進、障害者に対して情報を提供する施設の整備、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等が図られるよう必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、災害その他非常の事態の場合に障害者に対しその安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策を講ずるものとするほか、行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進に当たっては、障害者の利用の便宜が図られるよう特に配慮しなければならない。

3 電気通信及び放送その他の情報の提供に係る役務の提供並びに電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の製造等を行う事業者は、当該役務の提供又は当該機器の製造等に当たっては、障害者の利用の便宜を図るよう努めなければならない。

・ 障害者基本計画

基本的な考え方として、各分野に共通する「横断的視点」の一つとして「アクセシビリティの向上」が挙げられ、ソフト・ハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進について言及

(2) 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上

② アクセシビリティ向上に資する新技術の利活用の推進

社会のあらゆる場面で情報通信技術（以下「ICT」という。）が浸透しつつある。こうした新たな技術を用いた機器やサービスは、新たな社会的障壁となる可能性がある一方で、アクセシビリティとの親和性が高いという特徴もあり、社会的障壁の除去の観点から、障害者への移動の支援や情報の提供を行う場合など、様々な場面でアクセシビリティに配慮したICTを始めとする新たな技術の利活用について検討を行い、利活用が可能なものについては積極的な導入を推進する。

・ 障害者差別解消法

基本方針において、「障害者における円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上等」を「事前的改善措置」の一つとして記載

第5 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

1 環境の整備

法は、不特定多数の障害者を主な対象として行われる事前的改善措置（いわゆるバリアフリー法に基づく公共施設や交通機関におけるバリアフリー化、意思表示やコミュニケーションを支援するためのサービス・介助者等の人的支援、障害者による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上等）については、個別の場面において、個々の障害者に対して行われる合理的配慮を的確に行うための環境の整備として実施に努めることとしている。新しい技術開発が環境の整備に係る投資負担の軽減をもたらすこともあることから、技術進歩の動向を踏まえた取組が期待される。また、環境の整備には、ハード面のみならず、職員に対する研修等のソフト面の対応も含まれることが重要である。

② 県の取組み

- ・かながわ障がい者計画

分野別施策を構成する事業として「情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実」を規定

柱3 障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除する取組み

(1) 社会参加への環境づくり

イ 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

① 情報通信における情報アクセシビリティの向上

- ・障がい者ITサポートセンターの設置や障がい者がパソコン機器等を使用できるよう支援
- ・Net119*22 等携帯情報端末を活用した音声によらない緊急通報システムの導入促進 等

② 情報提供の充実等

- ・聴覚障害者福祉センター・ライトセンター・盲ろう者支援センターにおける情報提供の充実
- ・ユニバーサルツーリズムの促進 等

③ 意思疎通支援の充実

④ 行政情報のアクセシビリティの向上

- ・障がい特性に応じた配慮
- ・ICTを始めとする新たな技術の利活用
- ・ウェブアクセシビリティの向上
- ・災害発生時に備えた、障がい特性に配慮した情報伝達の体制の整備促進

(2) 「ウェブアクセシビリティ」

① 国の動向

平成12年7月	「障害者・高齢者等情報処理機器アクセシビリティ指針」改定(通産省) <ul style="list-style-type: none"> ▶ 機器操作上の障壁を有する誰もが利用上の制約を受けることなく、利用の利益を享受できるよう「共用機能の標準化の推進」「専用機能の開発の推進」「サービスの充実」「開かれたシステムへの配慮」を基本方針とした
11月	「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（「IT基本法」）」成立 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 各省庁におけるウェブページのバリアフリーを確保するための取組を実施
13年6月	IT戦略本部が重点施策に関する方針「e-Japan2002プログラム」を策定 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 「デジタル・ディバイドの是正」として、「高齢者・障害者が容易にITを利用できる環境を整備する」ことを明記
16年6月	・「JIS X8341-3 高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ」が制定
22年8月	「JIS X8341-3:2010」に改正（国際規格ISO/IEC 40500に一部対応） <ul style="list-style-type: none"> ▶ 配慮すべき障害の対象範囲の拡大 「全盲・ロービジョン（弱視）、ろう・難聴、学習障害、認知障害、運動制限、発話困難、光過敏性発作及びこれらを含んだ様々な障害」
28年3月	「JIS X8341-3:2016」に改正（国際規格ISO/IEC 40500に完全一致）

② 県の取組み

- ・ かながわ I C T ・ データ利活用推進計画（令和元年7月策定）

位置づけ：官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第9条の都道府県官民データ活用推進計画

計画期間：令和元年度～令和4年度

平成26年度～ 電子化全開宣言（H25.1）に基づく電子化全開宣言行動計画

問題意識

- ・ 取組の評価・進捗管理が不十分
 - ▶ 「県民のくらしの利便性の向上」について、明確な評価指標がなく、適切な進捗管理ができていなかった。
- ・ I C T を取り巻く著しい環境変化（A I や I o T などの技術進歩、革新的なデジタル製品やサービスの登場など）



令和元年度～ かながわ I C T ・ データ利活用推進計画

基本方針

- ・ くらしの情報化
 - ▶ I C T 及びデータの利活用による多様な県民ニーズに対応するサービスの実現
 - ▶ 施策は証拠に基づく政策立案（E B P M）の考え方により、客観的に分析・検証
- ・ 行政の情報化
 - ▶ I C T による内部業務の効率化や I C T 及びデータの利活用を支える環境の整備

➡ 全ての県民の安全安心や利便性の向上、行政内部の業務全般の効率化を図る

計画推進の視点

- ・ 最新の I C T の利活用
- ・ サービスデザイン思考^(※1)の導入
(※1) サービス利用者の一連の行動に着目し、サービス全体を設計する。
- ・ デジタルデバイド^(※2)の防止
(※2) 地理的な制約、年齢、身体的な条件等要因に基づく情報通信技術の利用機会又は活用のための能力における格差
- ・ 情報セキュリティの確保

関連する主な事業・計画

- ・ 県におけるオープンデータ推進
県オープンデータサイトの公開データを拡充、データの機械判読性や検索性の向上により、利活用可能なデータを充実
成果指標：公開テーマ（データセット）数（達成年度：令和4年度100）
⇒ 地域福祉課では、「条例適合施設における施設情報のオープンデータ化」
- ・ W e b アクセシビリティの確保
県が W e b により提供する情報に対し、加齢や障害などの身体的な条件や、利用環境による制約を受けることなく情報を得られ、利活用できる環境構築を推進
成果指標：JIS X 8341-3:2016 適合レベル A A 準拠（達成年度：令和4年度100%）

○ 災害対策基本法 等

- ・ 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）について

災害対策基本法の概要

国民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって、社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする

1. 防災に関する責務の明確化

- 国、都道府県、市町村、指定公共機関等の責務 ー 防災に関する計画の作成・実施、相互協力等
- 住民等の責務 ー 自らの災害への備え、自発的な防災活動への参加等

2. 防災に関する組織ー総合的防災行政の整備・推進

- 国：中央防災会議、非常（緊急）災害対策本部
- 都道府県・市町村：地方防災会議、災害対策本部

3. 防災計画ー計画的防災行政の整備・推進

- 中央防災会議：防災基本計画
- 指定行政機関・指定公共機関：防災業務計画
- 都道府県・市町村：地域防災計画

4. 災害対策の推進

- 災害予防、災害応急対策、災害復旧という段階ごとに、各実施責任主体の果たすべき役割や権限を規定
- 市町村長に避難の指示、警戒区域の設定、応急公用負担等の権限を付与
<市町村は防災対策の第一次的責務を負う>

5. 財政金融措置

- 【原則】実施責任者負担
- 【例外】激甚な災害については、地方公共団体に対する国の特別の財政援助等
ー 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

6. 災害緊急事態

- 災害緊急事態の布告 → 緊急災害対策本部の設置
- 緊急措置（生活必需物資の配給等の制限、金銭債務の支払猶予、海外からの支援受入れに係る緊急政令の制定）

（最近の主な改正）

平成 24 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模広域な災害に対する即応力の強化 ・ 救援物資等を被災地に確実に供給する仕組み（プッシュ型支援）の創設 ・ 広域避難に関する都道府県/国による調整規定の創設
25 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害緊急事態への対処の拡充 ・ 市町村は災害発生時の一時的な緊急避難のための避難場所をあらかじめ指定 ・ <u>避難行動要支援者対策の充実（避難行動要支援者名簿制度の創設）</u> ・ <u>指定避難所の基準の明確化（福祉避難所を含む）</u>
26 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放置車両の強制移動等に係る法的根拠の付与
令和 2 年度 （予定 ^{（※）} ）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難情報のあり方の包括的見直し（避難勧告・避難指示の一本化等） ・ <u>個別避難計画の作成を努力義務化</u> ・ 非常災害等が発生するおそれがある段階における災害救助法の適用等

（※）令和 3 年 3 月 5 日閣議決定、第 204 回国会に法案提出済み

・神奈川県地域防災計画について

位置づけ：災害対策基本法第50条に基づく地震災害対策に関する計画（直近改正：令和2年3月）

基本理念

- ・ 県民の命を守ることを最優先に、地震災害を防止、軽減する減災を旨に実施
- ・ 自助・共助・公助を基本に、各主体が役割を果たすとともに、協働して実施
- ・ 本県における自然的条件、社会的条件を考慮して実施
- ・ 男女双方、要配慮者、旅行者等の多様な主体の視点に立って実施

重点施策一覧

- 重点1 住宅の耐震化
- 重点2 多数の者が利用する建築物の耐震化
- 重点3 防災拠点となる公共施設等の耐震化
- 重点4 屋内収容物等の耐震対策
- 重点5 防災訓練の実施（揺れ対策）
- 重点6 かけ崩れ等の対策
- 重点7 防災知識の普及・啓発
- 重点8 防災教育の強化
- 重点9 ハザードマップ等による意識啓発
- 重点10 消防団、自主防災組織に対する啓発・教育、活動への支援（揺れ・津波対策）
- 重点11 企業の防災に関する取組への支援
- 重点12 地域住民による救護活動の実施への支援
- 重点13 医療救護訓練の実施
- 重点14 災害時医療救護体制の整備
- 重点15 大規模災害時の広域医療搬送体制の整備
- 重点16 道路・橋りょう・鉄道の整備
- 重点17 帰宅困難者対策
- 重点18 津波避難に関する啓発
- 重点19 津波からの一時避難施設や避難路等の整備
- 重点20 防災訓練の実施（津波対策）
- 重点21 海岸保全施設等の整備
- 重点22 要配慮者の避難・安全確保に関する対策
 - ▶ 各種マニュアルの見直しを検討（防災対策行動マニュアル・災害時要援護者対応マニュアルなど）
 - ▶ 避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難誘導體制の整備（市町村）
 - ▶ 福祉避難所の指定、病院等における高齢者、障害者等支援システムの整備（市町村）
 - ▶ 災害福祉広域支援ネットワークを設置、連携強化
- 重点23 県民等への情報発信体制の整備
- 重点24 建物の防火・不燃化対策
- 重点25 防災訓練の実施（火災対策）
- 重点26 消防団、自主防災組織に対する啓発・教育、活動への支援（火災対策）
- 重点27 上水道施設の整備
- 重点28 市街地の整備
- 重点29 避難場所・避難路等の整備
 - ▶ 指定緊急避難場所、指定避難所の適切な指定、地域住民への徹底した周知（市町村）
 - ▶ 市町村域を超えた広域的な避難の支援のための、市町村と共同した体制の整備
 - ▶ 避難行動要支援者に対する具体的な避難方法等についての個別計画の策定（市町村）
 - ▶ アドバイザー派遣等による指定避難所として使用する公共的施設のバリアフリー化
- 重点30 消火活動体制の強化

○ かながわ都市マスタープラン（平成 19 年 10 月改定）

かながわ都市マスタープランとは

2025 年の「神奈川の県土・都市像」を描き、その実現に向けた広域的な都市づくりの基本方向を示すことで、土地利用、社会資本整備、市街地整備を総合的・計画的に推進する。

○ 第 3 回改訂時（現行）の視点

- ・ 「開発基調・量的拡大」から「質的向上・県土の利用と保全」を重視する方向に転換
- ・ 次の世代に引き継げる持続可能な県土・都市づくりの実現

計画の構成

第 1 章 これからの都市づくりに向けて

→ 将来を展望し、都市づくりにあたっての課題を整理

[キーワード] 少子高齢化・人口減少社会/国際化/安心・安全/地方分権
/循環型・自然共生型社会/多層・多機能型の都市構造 など

第 2 章 都市づくりの基本方向

県土・都市像『地域の個性を伸ばし、やすらぎと活力を感じる都市 かながわ』

→ 県民一人ひとりが生き生きとくらすことのできる、活動の場にふさわしい機能と空間を備えた県土・都市づくり



第 3 章
都市圏域別都市づくりの方針

- ①川崎・横浜都市圏域
- ②三浦半島都市圏域
- ...

第 4 章
広域的な視点にたった取組み

- ①京浜臨海部再編整備
- ②公園文化交流半島整備
- ...

第 5 章
部門別都市づくりの方針

- ①土地利用の方針
- ②社会資本整備の方針
- ③市街地整備の方針

第 6 章 都市づくりの推進

→ 時代の変化に対応して、効果的、効率的な都市づくりを公民連携により推進するための役割分担や施策の方針の整理

「第5章 部門別都市づくりの方針」について

目的

「都市の運営」という観点から、土地利用、社会資本整備、市街地整備にそれぞれ基本方針を定め施策を展開することで、各部門にまたがる一体的な取組みを推進する。

<具体的な方針一覧>

・土地利用の方針

- ①都市計画区域及び区域区分に関する方針
- ②線引き都市計画区域に関する方針
- ③非線引き都市計画区域及び都市計画区域外に関する方針
- ④市街地の特性に応じた土地利用の推進
- ⑤住民等の参加による都市づくりの推進

・社会資本整備の方針

- ①循環型・自然共生型の都市づくりを支える社会資本整備
- ②自立と連携を支える交通・情報ネットワークの形成
- ③都市の個性や魅力を高める社会資本整備
- ④安全と安心を支える社会資本整備
 - ・ 安心してくらすせる住まいづくり・まちづくりの促進
- ⑤民間資本や県民参加による社会資本整備

・市街地整備の方針

- ①既成市街地の更新による機能強化
 - ・ すべての人にやさしい市街地の整備
- ②中心市街地における都市機能の回復

(本文の抜粋)

○ 安心してくらすせる住まいづくり・まちづくりの促進

- ・ 高齢者、障害者、外国人などのだれもが快適にくらし、交流できる都市をめざし、不特定多数の人が利用する建築物や道路、公園等のユニバーサルデザイン化を図ります。そして、高齢者や障害者の利用が数多く見込まれる福祉施設やバスターミナル周辺では、これらの施設と歩行空間のネットワーク化やだれにでも判りやすいサインシステムの導入を図ります。

○ すべての人にやさしい市街地の整備

- ・ 高齢者や障害者にとって身近な日常生活圏において、段差のない幅の広い歩道の整備、バス停、駅前広場、駅舎などのバリアフリー89化、歩行者専用道路、歩車共存道路や交通安全施設の整備など安全な移動空間のネットワークづくり、高齢者や障害者が利用しやすい公園、ポケットパーク、多目的施設などふれあいの場の整備などを総合的、計画的に展開します。



私たち一人ひとりの行動が、
未来につながる。

SDGs 未来都市 神奈川県

かながわSDGs取組方針

1 はじめに

本県においては、2012年3月に策定した県の総合計画「かながわグランドデザイン基本構想」の基本理念に、「いのち輝くマグネット神奈川」を掲げ、様々な施策を推進してきました。

県民の「いのち」を輝かせるために、医療だけでなく、環境、エネルギー、農業など、生活のすべてにわたって安全・安心を確保し、将来に向けて持続可能な形で維持していくため、総合的な施策を展開しています。

そうした中、2015年9月、国連サミットにおいて、国際社会全体の目標として「持続可能な開発目標」、いわゆるSDGsが全会一致で採択されました。

このSDGsの理念は、本県がこれまで進めてきた「いのち輝くマグネット神奈川」の取組みと軌を一にするものと考えています。

こうした本県の先進的な取組みが評価され、2018年6月には、国の「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」の両方に全国で唯一、都道府県として選定されたことから、今後もSDGs先進県として先頭を走っていきたいと考えています。

そこで、「いのち輝くマグネット神奈川」の実現に向けて、SDGsの関連施策の展開例、県の取組みなどを示すことで、県、市町村、企業、大学、NPO、県民等のすべてのステークホルダー（関係者）と一体となってSDGsを推進することを目的に、「かながわSDGs取組方針」を定めることとしました。



2 SDGsの視点

- 世界共通の目標（17ゴール、169ターゲット）
- 「経済・社会・環境」の三側面
- 2030年からバックキャスティング

持続可能な開発目標(SDGs : Sustainable Development Goals)

持続可能な開発目標(SDGs)には、2030年を期限とする包括的な17のゴールと細分化した169のターゲットが設定されており、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、「経済・社会・環境」をめぐる広範な課題に、統合的に取り組むこととしています。

取組みの推進にあたっては、今できることの積み重ねでなく、2030年のゴールに向けて逆算して現在の行動を決める「バックキャスティング」の考え方が採用されています。

用語解説

【SDGs未来都市】

自治体によるSDGsの達成に向けた優れた取組みを提案する29都市を「SDGs未来都市」として内閣府が選定

【自治体SDGsモデル事業】

「SDGs未来都市」のうち特に先導的な取組み10事業を「自治体SDGsモデル事業」として内閣府が選定

【バックキャスティング】

目指すべき社会の姿から振り返って現在すべきことを考える手法

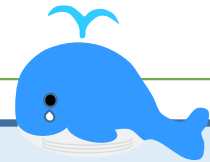
3 SDGs推進に向けた施策の展開例

SDGsは、複雑化・多様化する社会的課題の解決に向けた包括的な取組みであるため、具体的な活動内容、あるいは「自分事」としてのイメージが湧きにくいと言えます。

一方、SDGsの17ゴールは相互に関連しあうように設定されており、一つのアクションが第一歩となり、様々なゴールにつながり、SDGsの達成に結び付くことが特徴となっています。

そこで、県がSDGsにつながるテーマを設定し、具体的なアクションに先行的に取り組むことで、SDGsを「見える化」し、市町村・企業・県民等と理念・目標を共有し、SDGsにつながる行動を促します。

① マイクロ・プラスチック問題への取組み



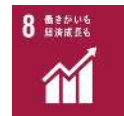
神奈川から先行的にマイクロ・プラスチック問題に取組開始

「かながわプラごみゼロ宣言 ～クジラからのメッセージ～」等

海・陸の豊かさは水・食の安定供給や健康に貢献へ

「使わない、捨てない」ことで、プラスチックごみを無くし、海洋汚染を防止

プラスチックに代わる新素材の開発が進み、新たな産業に



② 地域コミュニティ機能の再生・強化



超高齢社会に向けた社会実証プロジェクトの県内展開

「SDGsモデル事業、100歳プロジェクト、リビング・ラボ、健康団地 等」

地域の「見守り」で、生活困窮や児童虐待の早期発見・防止に

地域での社会参加を進め、働きがい・健康づくりに

学校と地域の連携や多世代連携で「共助・互助」を実現し、安心して住み続けられるまちづくりに



③ 健康長寿に向けた未病改善



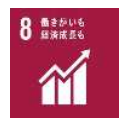
未病コンセプトに基づく取組みの展開

「食・運動・社会参加」による未病改善の取組み、未病産業、未病指標 等」

健康への意識・関心が高まり、ライフスタイルが変わる

「食・運動・社会参加」で健康長寿。健康を支える未病産業の振興

生きがい・働きがい生まれ、健康志向で誰もが住みやすいまちづくりに



④ ともに生きる社会づくり



ともに生き、ともに活躍できる社会の実現

「ともに生きる社会かながわ憲章の理念の普及、障がい者雇用、パラスポーツ、女性の活躍応援団 等」

障がい者の社会参加、すべての人の働きがい、健康づくりに。女性が力を発揮し、新たな市場・ビジネスに

誰もがともに活躍できる環境・社会づくり

インクルーシブ教育の推進、配偶者等からの暴力根絶、経済的格差の是正、障がいや性別による不平等をなくし、「誰も取り残さない」社会に



⑤ エネルギーの地産地消



かながわスマートエネルギー計画の推進

「太陽光発電・エネルギーマネジメント導入、水素エネルギーの普及等」

再生可能エネルギーの選択が進み、市場拡大や新技術の開発に

再生可能エネルギーの導入で、温暖化対策に

エネルギーの地産地消で、災害対策とともに、地域で資金が循環し、地域の活性化に



用語解説

【100歳プロジェクト】

県、市町村、大学、企業、NPO等が参画する「かながわ人生100歳時代ネットワーク」における、学びから活動の場につなぐ、地域での実践事業

【リビング・ラボ】

地域住民、企業、行政、大学等が参画し、テーマや課題に応じた検討・開発・評価を繰り返しながら製品やサービス等を開発する活動拠点

4 SDGs 推進に向けて直面する課題

SDGs の認知度について、民間の調査では、国民の認知度は 14.8% と低い状況にある一方、SDGs の 17 のゴールへの共感度は 7 割を超えており、また、一部では、SDGs に先駆的に取り組む企業、自治体、NPO も存在していることから、認知・理解が進めば今後の具体的な行動につながる可能性が期待されています。

そこで、今後、SDGs を推進していくためには、県民をはじめ、行政、企業、大学及び NPO など、すべてのステークホルダー（関係者）の SDGs の認知度を高める必要があり、SDGs の機運醸成を図ることが当面の課題となっています。

5 本県が担う役割

SDGs を推進し、「いのち輝くマグネット神奈川」の実現を加速するため、SDGs 未来都市として本県は次の役割を担います。

- (1) 旗振り ～理念・意義・必要性の明示～
- (2) 率先 ～県自らの推進～
- (3) 後押し ～市町村、企業、大学、NPO、県民等を後押し～

SDGs の取組みは、県とともに、市町村、企業、大学、NPO、県民等の主体的な行動が重要となることから、まずは、本県が「旗振り」役となって、SDGs の理念の共有、理解に向けた情報発信・普及啓発に取り組めます。

また、2018 年 3 月、知事を本部長とする SDGs 推進本部を設置し、県として、SDGs を一つの座標軸として、これまでの政策をさらに進化させ、「率先」して取り組めます。

さらに、6 月に国に選定された「自治体 SDGs モデル事業」に取り組むとともに、SDGs を共通の目標に、市町村、企業、大学、NPO、県民等の取組みを「後押し」していきます。

6 SDGs 推進に向けた県の取組み

SDGs は 2030 年を目標年次としていますが、本県では SDGs 未来都市の取組みに合わせ、2020 年度までの当面 3 年間で「重点取組期間」と位置付け、市町村、企業、大学、NPO、県民等と連携し、次の事業に重点的に取り組み、その結果を国内外に発信します。

(1) 情報発信・普及啓発

SDGs の理念を共有し、理解を深めるため、フォーラムの開催や SDGs に先導的に取り組む企業の認証、先行的な取組事例の発信など、情報発信・普及啓発に注力します。

(2) 県自らの率先した取組み

まず、県主要施策とSDGsの17のゴール及び169のターゲットがどう関連しているか、施策調査を実施しました。

また、複雑化・多様化する社会的課題を包括的に解決するため、SDGsの視点から、柔軟な発想により「分野×分野」や「分野×手法」など、施策同士を掛け合わせる「施策のクロス展開」を行い、SDGsの推進に向けて「率先」して取り組むこととしています。

具体的には、マイクロ・プラスチック問題への取組み、地域コミュニティ機能の再生・強化など、SDGsの目標達成に寄与する事業に取り組めます。

(3) 「後押し」する仕組みづくり

県、市町村、企業、大学、NPO等によるネットワークを構築し、SDGsの推進に向けた異業種間交流やマッチング等を行い、各ステークホルダー（関係者）相互における連携推進を図ります。併せて、神奈川をフィールドとする社会実証を促進します。

また、SDGsに沿った取組みの社会的な効果・影響（社会的インパクト）を定量的・定性的に把握し、評価する「仕組み」を構築します。これにより、新たな価値を付加し、SDGsに取り組む企業等への社会的投資の促進を図り、持続可能な取組みにつなげていきます。

具体的には「自治体SDGsモデル事業」として、藤沢サステイナブルスマートタウン（通称「FSST」）をモデル地区として実施する実証事業等を通じ、「SDGs社会的インパクト評価システム」の構築に取り組めます。



用語解説

【施策のクロス展開】

目標の達成や課題の解決に向けて、柔軟な発想により、「分野×分野」や「分野×手法」など施策同士を掛け合わせて展開すること

【社会的インパクト評価】

当該事業や活動の結果として生じた社会的、環境的な変化を定量的・定性的に把握し、価値判断を加えること

◎ 障害者の生涯学習の推進について

障害者の生涯学習の推進についてお知らせします。

障害のある方々が、学校卒業後も生涯を通じて教育や文化、スポーツなどの様々な機会に親しむことができるよう、教育施策とスポーツ施策、福祉施策、労働施策等を連動させながら支援していくことが重要です。文部科学省では、「障害者学習支援推進室」が中心となって、学校卒業後における学びの支援、福祉、保健、医療、労働等の関係部局と連携した進学・就職を含む切れ目ない支援体制の整備、障害のある子供の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する特別支援教育、障害者スポーツや障害者の文化芸術活動の振興等に取り組んでいます。

新着情報

令和3年4月28日
[都道府県・指定都市 障害者学習支援担当窓口一覧](#)

令和3年2月8日
[令和3年度「地域における持続可能な学びの支援に関する実践研究」の公募について](#)

令和3年1月22日
[地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画の策定について](#)

令和2年10月6日
[令和2年度「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」の開催について](#)

令和2年8月24日
[「超福祉の学校2020オンライン～障害の有無をこえて共に学び、つくる共生社会フォーラム～」開催報告](#)

▶ [障害者の生涯学習の推進について](#)

▶ [お知らせ](#)

▶ [「文部科学省 障害者活躍推進プラン」](#)

▶ [「学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究」について](#)

▶ [文部科学省主催「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」の開催について](#)

▶ [「生涯学習を通じた共生社会の実現に関する調査研究」について](#)

▶ [「超福祉の学校～障害をこえて共に学び、つくる共生社会フォーラム～」について](#)

▶ [「スペシャルサポート大使」について](#)

▶ [「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰について](#)


▶ [公益社団法人日本青年会議所\(JC\)とのタイアップ](#)

▶ [関連資料一覧](#)

[お知らせ](#)

▶ [文部科学省主催「障害者の生涯学習推進に関する研修セミナー」開催報告について](#)

取組の概要等

- ・ [障害者の生涯学習の推進を担う人材育成の在り方検討会について](#)
- ・ [読書バリアフリー法の推進について](#)
- ・ [「文部科学省 障害者活躍推進プラン」について](#)
- ・ [特別支援教育の生涯学習化に向けての松野文部科学大臣メッセージについて\(※国立国会図書館ホームページへリンク\)](#) 
- ・ [障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実について](#)
- ・ [「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰](#)
- ・ [学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議](#)
- ・ [障害者の生涯学習啓発資料について](#)
- ・ [「障害者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究」について](#)

その他様々な分野における取組

- [特別支援教育](#)
- [障害のある学生支援](#)
- [障害者スポーツ](#)

お問い合わせ先

総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課障害者学習支援推進室

(総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課障害者学習支援推進室)

- ◆「共生社会」の実現に向けた取組を加速し、より積極的に障害者の活躍の場の拡大を図るため、平成31年1月に浮島文部科学副大臣のもとに省内の関係課で構成される「障害者活躍推進チーム」を設置。
- ◆学校教育、生涯学習、スポーツ、文化芸術の各分野において、より重点的に進めるべき6つの政策プランを打ち出し、障害者が個性や能力を生かして我が国の未来を切り開くための施策を横断的・総合的に推進。

趣旨

プランの内容

1 障害のある人とともに働く環境を創る

～文部科学省における障害者雇用推進プラン～

文部科学省において、障害者と共に働く環境を創り、障害者が意欲と能力を発揮し、活躍できる場の拡大に向けた取組を推進。

- ①障害者雇用促進に向けた基礎的な取組<実務責任者や障害者職業生活相談員の配置、職員研修の充実等>
- ②法定雇用率の達成に向けた採用の取組<プレ雇用、ステップアップ制度の導入等>
- ③職場定着し活躍できる職場環境作りの取組<職務のササポーターを行う支援者等の配置、早出遅出勤務等の人事管理面での配慮>

3 障害のある人の生涯にわたる多様な学びを応援する

～障害者の生涯学習推進プラン～

学校卒業後の障害者の生涯にわたる主体的・継続的な学びの場の充実に向けて教育・学習面の条件整備を行い、障害者の真の社会参加や自立の実現を目指す。

- ①学びの場の充実に向けた基盤の整備<自治体や大学、企業等が連携し、学びの場の拡充にむけた体制整備を推進>
- ②コンファレンスの実施<障害理解促進や学びの場の担い手育成を目的とした協議会を全国各地域で開催>
- ③生涯学習機会の充実に向けた調査研究<合理的配慮や障害特性を踏まえた学びの場づくりについて調査研究>

5 障害のある人のスポーツ活動を支援する

～障害者のスポーツ活動推進プラン～

障害者が身近な場所でスポーツに親しめる環境づくりを加速化。

- ①小・中・高等学校に在籍する障害のある児童生徒のスポーツ実施環境の整備<大学における障害者スポーツの指導者育成のカリキュラム導入の推進等>
- ②障害のある人がスポーツを実施するための拠点の整備<スポーツを試すために必要な要素をそろえた普及拠点の見える化>
- ③スポーツイベントにおける障害者の観戦のしやすさの向上<会場づくりや運営方法について好事例を収集>

2 発達障害等のある子供達の学びを支える

～共生に向けた「学び」の質の向上プラン～

学校等における発達障害等のある児童生徒に対する指導や支援に関する知見を集約・整理し、教師に還元することで、通級による指導を含む特別支援教育の充実を図り、児童生徒の学びの質の向上につなげていく。

- ①通級における指導方法のガイドの作成
- ②「家庭・教育・福祉の連携」の確実な推進
- ③教師の特別支援教育に関する専門性を高めるための仕組みの検討

4 障害のある人の文化芸術活動を支援する

～障害者による文化芸術活動推進プラン～

障害者による文化芸術活動を推進することで、誰もが多様な選択肢を持ちうる社会の構築、文化芸術活動全般の推進や向上、新しい価値の提案、共生社会の実現に寄与。

- ①鑑賞や創造、発表の機会の拡充等の総合的な支援
- ②全国の小・中・特別支援学校等の子供たちへの鑑賞・体験機会の提供、作品展示等の発表の場の提供等
- ③共生社会づくりのための事業支援、芸術活動を支援する人材育成への支援
- ④日本博をはじめとする東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした文化プログラムの推進

6 障害のある人が教師等として活躍することを推進する

～教育委員会における障害者雇用推進プラン～

教師の養成、採用、入職後にわたる総合的な取組により、障害者が教師等として活躍できる環境整備を推進。

- ①教師に係る障害者雇用の実態把握
- ②教職課程における障害のある学生の支援に係る好事例の収集・発信
- ③教員採用試験の改善
- ④相談支援体制の構築や支援スタッフの配置などの好事例の収集・発信
- ⑤障害のある教師が働きやすい環境整備
- ⑥教師以外の職員の障害者雇用の推進